

平成27年度 第6回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 平成28年1月26日(火) 午後2時00分～午後4時00分

II. 開催場所 大和市役所第1分庁舎 3階 第2会議室

III. 出席状況 委員11人

池田勝彦委員(会長)、高橋政勝委員(職務代理)、飯島英世委員、
内山和子委員、江守哲也委員、小川典子委員、河西正彦委員、
坂本哲也委員、白鳥節郎委員、高橋亨委員、細田徹委員

事務局(所管課含む): 環境農政部長ほか14人

IV. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 会長挨拶

2 議題

「大和市一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴う審議

3 その他

大和市都市公園条例の一部改正について

B. 資料

資料1 「大和市一般廃棄物処理基本計画」(案) 概要編

資料1-1 「食品ロスのデータに関する資料」一式

資料2 「大和市一般廃棄物処理基本計画」(案)

資料3 意見公募(パブリックコメント)

資料3-1 「パブリックコメントの実施結果について」

資料4 「3月議会へ上程する案件」

(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。)

C. 審議内容など

「大和市一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴う審議を行い、答申案をまとめた。

(1) 大和市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する質問・意見等

委員：「大和市一般廃棄物処理基本計画」の改定案に使われている農林水産省のデータは346しかサンプル数がなく、精度目標も設定されておらず、グラムででているものである。総務省のデータはデータ数が約8,000程度あるもので、単位は円で、そういったものを掛け合わせてデータを作るという常識では考えられないことをしている。その農林水産省のデータも、取り上げられている年度は2季節で1週間のもので、他年度は4週間、春夏秋冬でおこなっている。自分たちに都合のいいデータだけをとりあげている。審議をするに値しないデータを含ませては、審議会に出す意味がない。よく理解してほしい。

会長：今の件について、委員から配布したいものがあるという申し出がある。配布する資料については、事前の届が必要であり、審議会委員へ資料を送付し、審議するという形式をとっている。当日、突然に配布するという事は今まで前例がない。まず、この資料について、他にも配布しているか伺う。

委員：諮問を受けているので、市長へも提出している。

会長：市にも提出しているということだが、審議会として提出を受け取るかどうか問いたい。他の委員は、この資料配布をしたいという申し出についてどのように考えるか。

委員：内容を、審議する、審議しないは別として、資料を見ること自体は問題ないのでは。

委員：規定以上の書類その他は、場外でやるべきではないか。規定に沿った書類を事前に会長に渡して、周知していいと判断を仰ぐなどすべきである。突然の当日配布を認めては審議会が滞ってしまう。

委員：先ほどの見ること自体は問題ないという意見は、内容を審議する等、資料が正しい正しくないという判断をするという意見ではない。せっかく用意したのであれば、見ることで良いのではということである。私は今、いただいている資料だけで十分だと思っている。

委員：そういったものは、審議会後に配るなどして、各委員がそれを見て意見の参考にするなどすれば良い。

委員：本来、審議会というのは諮問を受け、正式に出された資料をこの場で審議するというものと思っている。前回の審議会で質問した事項については、先ほど事務局から説明があった。それに対する反論もあった。これはまた口頭で意見すればいいことであって、他の資料をこの場に置いて、見比べながら審議するというのはおかしいと感じる。

委員：経過を説明すると、前回の審議会でいただいた資料のおかしい所を書きだしたものを、1月13日に事務局の部長、課長を含む3人の方に渡して説明した。そこで事務局から、本日の審議会の場で回答すると言われた。他の委員の方は、私の作った資料がなければわからないと思い、準備してきた。いかに事務局の都合のいいデータになっているか書いた資料である。

委員：経過を知らなかった。もし事務局へすべて意見として出されているのであれば、事務局がまとめ、その判断を聞けば良いと思う。

委員：前回のデータについての不明点については、本日、資料1-1などで事務局から説明があった。配布したい資料について、委員は事務局から説明できるようなデータをだすようには言わなかったのか。答えばかりでなく、審議会なので審議の土俵にのせなければならない。審議会を事務局と個人でやっているように感じられる。資料を事務局から配布し、事務局から説明して、不足があれば委員から説明するというのが審議会ではないか。

委員：事務局が、私が当日に資料を配布することを了解している。そして、回答すると。

委員：今日の次第には載っているのか。

会長：今、発言にあった通り、今回の審議会にのせるのであれば、次第にのってこななければいけない。事務局は、委員と事前に話し合いをしたのであれば、その経過を説明していただきたい。

事務局：12月16日の第5回環境審議会で、資料の家計調査の出所について質問があり、本日の審議会でお答えするとした。その後、委員から総務省のデータがふたつあるわけがないという内容のメールを頂いたので、事務局の引用したデータを示すとお話しした。その際、隠しているのかとも言われたので、総務省のデータを見られるようご案内した。そして、これ以降のことについては、審議会の場でご審議頂きたいと返事をした。

委員：それは違う。最初に送られてきたのは総務省のデータについてであり、私が持っているものと事務局で使用したものは同じだということだった。その後、食品ロスのデータを要求したところ、一旦断られたが、再度メールを送ると、農林水産省のデータが送られてきた。事実に沿って説明してほしい。

事務局：農林水産省の家計調査のデータをお送りしたのち、今後は審議会の場でご審議をお願いするとメールで伝えた。事務局としては、審議会の場ではないところで、一対一で審議を深めてしまっては他の委員と差がでると考え、審議会の場で議論をお願いすると伝えた。

委員：会議は効率的に進めなければいけないと考え、私はあらかじめまとめて事務局へ渡したのである。

会長：言った、言わないという水掛け論になってしまう。例外として資料配布を認めても良いか。

委員：異議なし

会長：問題点を簡潔に。

委員：事務局は大和市の平成18年以降のトレンドをずっと出している訳だが、それによると、高齢化が進んでも市民の努力によって、ごみの排出量は水平状態、横ばいで、平成26年度はちょっと下がった。単身世帯率、高齢化も上がっていて、それでも大和市のごみの排出量は横ばいである。それにも拘わらず、何故、他市のデータなど、いろんなものをひっばってきているのか。何の目的のためにやっているのか。目標を作ったら、必ず目標達成の具体策を作らなければいけない。具体策を作らずに達成できる訳がない。今回の1%の減量化について具体策が何もないものを穴埋めとして高齢者に目を付けた。それが認められないとなると、今度は単身所帯に目を付けた。税金を使って不必要なものをでっちあげている。今回のでっちあげを謝罪し、今後はこのようなことはしないという約束をして、資料を作り直すということを三つの結論として最後に書いた。要は、大和市のデータで事務局の言っていることは、すべて否定されている。こんなでっちあげをする必要はさらさらない。

会長：問題にしているのは、高齢化のことか、審議全体のことか。

委員：私が指摘しているのは事務局が作り上げたデータについてである。総務省のデータや信頼性のない農林水産省のデータを紛れ込ませて単身世帯・高齢化世帯によって、将来計画までごみが増えると書いている。しかし実際には、大和市の長いトレンドの中でごみの排出量は下がっている。

委員：前回の審議会の際に、事務局の用意したデータはどこが出所であるか書いてあればそれでいいと意見した。それについても、委員の指摘している部分についても、今回の資料1-1で出したデータで、ほぼカバーされている。それもおかしいというのであれば、それは全くの別問題である。データについて、我々は検証のしようがない。これだけの根拠でこういう結論に至ったということがあれば、それでいいと思う。それに、この資料、でっちあげと言うのは大変失礼ではないか

委員：私もこの指摘については最初の事務局の説明で終わっているように思う。今更審議する必要はないと感じる。

委員：審議会の本来の目的は、仮に、色々な手法によってごみが減ってきたにせよ、更に減らしていこう、そのためにどういう努力が必要か、具体策が必要か、そういうことで進めて行っている。ですから私はでっちあげという言葉は避けてもらいたいと思う。今回は、事務局から出された資料に基づいて次の審議に進んでいただきたい。また、今日お配りになったものは、でっちあげという言葉だけは取って頂き、これはこれで参考資料として捉えて良いのでは。

委員：審議会の委員の皆さんは、事務局からこのようなデータを出されて、それでいいと思っているのか非常に疑問である。私は、こんな資料を審議会に出してくるとは、審議委員として怒りを覚える。市民目線になって頂きたい。市民の方がよっぽどすすんでいる。真面目に取り組んでもらいたい。皆さん本当にこんなデータを出されて平気なのか。

委員：委員として勉強不足かもしれないが、事務局が用意したデータをでっちあげとは感じていない。満足しているのかと言われても、これは審議を進める上での参考データとして受け取っており、データを突き詰めるということとはできないと思う。総務省のデータなどについて、前回の審議会が出た、どこの資料を使用したのかわからないという意見に対して、今日ちゃんと説明があった。完全なデータというのはどうやって出すのか。この示されたデータについて、でっちあげやいい加減なものとも、高齢世帯や単身世帯で言い換えているとも感じ

ていない。出されたデータでとても変だと思えば、また質問もさせてもらう。今出ているデータを基に審議するというのも必要なのではないかと思う。

委員：まず会議の目的、原点に戻り、限られた時間の中で、効率的に良い方向へ進むようをお願いしたい。

委員：小学校4年生の社会の授業、中学校2年生の保健の授業で子どもたちはごみについて勉強している。今審議している内容は、これから10年間、子どもたちに伝えて教育の中から啓発していく必要があると考えている。また、その子ども達からの情報に保護者の大人も大きく影響されるだろう。色々な意見があるとは思いますが、事務局が出されているのはひとつのデータであり、これが全て正しいという訳ではないというのは理解できる。現実には大和市のごみの量が減っている状況もある。しかし、もっとよくしていこうということが計画の主旨なので、きちんとひとつの結論をだし、答申をしたいと思う。

委員：一般廃棄物処理基本計画の位置づけが誤解されているのかなということが一点ある。市は今後5年間のごみの処理に関して、計画を立てなければいけないという法的な義務がある。県の計画でも大和市の事例を照会させて頂いているが、実は少子高齢化に目を向けている市はあまりない。非常に先進的な考え方だと思っている。だからこそ、データをどのようにもってくるか試行錯誤されているのだと感じた。色々な意見がでて、このデータはおかしい、このデータは良いという議論がこの場に出される事は非常にいいと思う。ただ、委員が配布した資料については、でっちあげとタイトルに入った文書を審議会の資料として受け取ることはできない。

委員：今日の審議は事務局から頂いた資料をもとに審議するのが普通である。委員から配布された資料は参考程度に見ても良いかと思うが、これを主体にして、この資料で時間を割くのはいかがなものか。

委員：私もこれを本日の焦点にするという風には考えていない。しかし、あくまでも審議というものはデータがベースである。データが非常に重要である。今後二度とこういうデータの出し方をしないようにして頂きたい。部長、課長がいるのだから、事務局内でチェックして間違いのないというデータを出してほしい。皆さんに今まででてきたデータはどういうものかという事をこれでご理解頂けたらと思う。データについての注文はこれで結構だが、事務局としての話を聞かせてほしい。今後このようなことをしないという事を。

事務局：今回の資料に関しては、事務局の不備もあり、皆様に混乱、ご迷惑をおかけしている。ただ我々としてはきちんと精査をしてデータをだし、計画づくりをやってきており、ご指摘頂いているようなでっちあげやでたらめというようなことを意図してやったつもりは全くない。その点だけは皆様にもご理解頂きたい。

委員：もうひとつ聞かせてほしい。大和市のデータでは高齢化が進んでもごみの排出量は一切上昇していない。なぜ、このようなデータを用意する必要があったのか。それもこんな余計な時間を割いて、税金を使って無駄なことをやっている。何故そんな必要があったのか。

事務局：端的に言えば、いまご指摘頂いたデータは、我々が過去の計画に基づいて色々な施策をやってきた結果により推移してきたという風に捉えている。何もしなかった場合にどうなっていくのかという所を表しているのが今回の単身世帯化によって1人あたりのごみの排出量が増えていくということであり、一般廃棄物処理基本計画の中で新たな施策を打ち、その量を減らしていこうという目標を設定している。

委員：1%の目標達成のためにどういう計画があり、それを実行して何%削減できたのかという報告が何もない。何もなくて、やってきたと言われても、何をやってきたのか。何もやってきていないのだから下がらないのは当たり前である。

委員：この計画の基本方針というのは既にある。ごみの発生を抑制しましょう、減量化に努力しましょう、リサイクル回収しましょうということで、そのために今後どうするかということが問題であり、過去のデータが全てではない。そのための施策の方が大事なのでそちらへ話を戻して頂いた方が、審議会の目的になっているのではないかと思う。

委員：いくつかの論点の中で、このようなデータを見て、会議をやる資格はあるのかと、私達委員をあなたは否定されている。データについての指摘であるが、誰も同意せず、あなたの言う通りですとは誰も言っていない。そのことをあなたはどう考えるのか。

委員：私自身がああいう資料を出されたことが腹立たしい。皆さんがこのようなデータで満足されているというなら、それはそれで結構。

委員：満足している。それはご理解ください。そのことを踏まえて、この後の審議会を進めていって頂きたい。

委員：それで結構。

会長：いろいろな意見がでており、尊重していかなければいけないというのは事実だが、意見を統一していかなければならない。他に意見がなければ本日答申案をまとめていきたい。この基本計画改定案については概ね適正であるという意見を皆さんから頂いている。付帯意見もあるとは思いますがそれを含めて答申案を作成していきたいと思うが良いか。

委員：異議なし

会長：本日答申案を示し、まとめて行きたいと思う。事務局に案を作成して頂き、この場で提示したい。

答申案提示

委員：今、緊急的に解決しなければならない事は焼却灰の処理場が来年で満杯になってしまうことだが。現在ではまだ資源化は30%程度。緊急性があるにも関わらず、基本計画の中で曖昧模糊としている。これで大丈夫なのか、危機が及ばないようにすることを付帯意見としてもらいたい。

事務局：計画には市所有の最終処分場は平成28年度に埋め立て完了となり、現状ではその後の市内最終処分場の確保は困難と記載している。また焼却灰を資源化することにより、資源循環型社会の形成と、環境負荷低減等の効果があることから、全量資源化を目指すことがまず前提で、資源化業者への排出量を拡大して、全量資源化を目指す。また焼却灰全量資源化に伴う緊急時のリスク回避については、資源化先へ排出できない場合について、検討していきますという記載内容にしている。

委員：平成29年度から全量資源化をしないと灰の持っていく場がないと書かれている。28年度中に全量資源化の目安を付けなければならない。しかし、具体策は何も記載されていない。目標と具体策はセットでなければならない。いつまでに何をするのか目標を入れないと、計画ではなくなる。ロードマップを見ても、いつ何をするのか書かれていない。ただ、平成37年まで線が引いてあるだけ。こんなのはロードマップと言えない。

事務局：審議会に諮問させて頂いているのは、基本計画である。今、ご意見を頂いた焼却灰の処分については実施計画、あるいは予算の組み込みの中で対応していく。まだ決定はしていないが、来年度の予算の中でも焼却灰の全量資源化について

も言及しており、ご心配頂いている部分には対応している。

委員：私はこれでいいと思う。すべて市だけでやるわけではなく、処理業者へ任せる事も手段の一つに入っているのであれば、ここで細かい事を書いていなくてもいいと思う。

会長：それでは、これで答申案としてまとめたいと思う。文言等についてなにかご指摘があれば聞きたい。なければ会長と事務局へ一任して頂き、この内容で答申を行いたい。

【以上で質疑終了】

(2) 大和市都市公園条例の一部改正について

委員：条例第17条に条例に違反している場合のことが記載されているが、みどり公園課が管理監視をしているのか。

事務局：ゆとりの森は指定管理者が管理運営を行っている。監督処分権限は市にある。

【以上で質疑終了】

<閉会>